

「地域金融機関の再編を巡って」

静岡大学教授 鳥畑与一

はじめに：問題の所在

①事業性評価に基づく融資の促進～持続可能なビジネスモデルの構築～共通価値の創造
 いわばレバンの機能強化、地域密着型金融の強化から続いた金融仲介機能の強化政策の限界

②金融政策の行き詰まり（金融緩和とマイナス金利政策の悪循環）、構造改革路線の行き詰まり
 少子高齢化の加速、貧困格差の拡大と大都市部と地域の格差等の拡大

↓

「**限界地銀**」の発生で経営統合による金融仲介機能の維持

* 「日本再興戦略2016」から「未来投資戦略2018」までの変化（競争の在り方）

* 「地域金融の課題と競争のあり方」金融仲介の改善に向けた検討会議（2018年4月）

↓

◆「成長戦略実行計画案」（2019年6月5日）

地域銀行＝地域基盤企業：地域における基盤的サービスを提供し、破綻すれば甚大な影響

「事業者は、現在、少子化、人口減少の中で、地域において、その経営が急速に悪化しており、インフラ機能維持のため、その経営力強化が喫緊の課題である中、その選択肢として、経営統合や共同経営の実施が見込まれる。このため、こうした地域基盤企業に限定して、経営統合等に関して、特例的な措置を講じることにより、地域社会のコミュニティの維持を図るべきである。」38頁

「地域銀行は、それぞれの地域において、7割から8割の企業のメインバンクとして、地域経済を支えている。業績が悪化すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が預金者や借り手に及び、地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある。早期に地域銀行の事業の改善を図るため、経営統合により生じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組を行うことを前提に、シェアが高くなっても特例的に経営統合が認められるようにする。」38頁

◆「経済財政運営と改革の基本方針2019」（2019年6月）

「地域銀行は、地域において重要な役割を担っており、人口減少社会においても、そのサービスを適切な形で維持する必要がある。地域銀行の業績悪化の状態が今後継続すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が広範な預金者や債務者（借り手）に及ぶ。特に、地域金融においては、金融機関が債務者との信頼関係を構築し、これを基礎に与信判断や経営支援を行っているため、十分な金融仲介機能が発揮できなくなるおそれがある。このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする。」（17頁、「成長戦略実行計画」と同文）

↑

経営統合を迫られる地域金融機関はどの程度なのか？監督指針の改定と「この状態が継続すれば」という条件化ではかなり広範な地域金融機関が再編の対象となるのではないかと？

1. 金融行政の変化の背景：地域金融機関の業績悪化

(1) 日本銀行の金融緩和の到達点と地域金融機関の「限界地銀」化？

6年目：長期国債465兆円、ETF25兆円ほかでMB515兆円
 物価上昇率2018年も1%割れ、景気もついに悪化に突入

↓

銀行貸出金利の低下、利ざやの縮小で収益低下

◆金融庁：地域金融機関の赤字拡大、存続基盤の危機という主張

「本業赤字」の地域金融機関増大という金融庁等のメッセージの含意（日銀への抗議？）

「業務純益」ではなく「顧客向けサービス業務収支」の赤字行が地域金融機関で増加しているという主張（平成27年度以降の金融レポートで指摘）。

- ・平成30事務年度「変革期における金融サービスの向上にむけて」74頁
赤字行 2015年度40行、2016年度54行、2017年度54行
52行が連続赤字で、23行が5期連続

- ・平成29事務年度金融レポート

「一般に複数行での競争が成立するためには、地域から得られる収益がそれらの金融機関の事業に必要な経費の合計を上回っていることが必要である。金融機関ごとにシステムや人件費等の固定費が発生することから、人口減少等により地域からの収益が減少すれば、複数行分の固定費を賄いきれなくなり、複数行での持続的な競争が可能でない地域が生じる。地域からの収益の減少がさらに進めば、1行単独であっても不採算な地域が発生すると想定される」（9頁）

*本業の収益と営業経費を都道府県別で試算すると

1行単独であれば存続可能な都道府県	13
1行単独でも採算が取れない都道府県	23

◆日銀：10年後には銀行の58%が当期純益赤字（金融システムレポート2019）

（潜在成長率0%台後半、低金利継続、借入需要減継続という極端な想定での推計だが）



金融仲介機能の危機（リバーサル金利の発生）に留まらず、経営基盤の崩壊で中央銀行の使命の一つである金融システムの安定性も崩壊しつつある。

- ・黒田総裁「量的・質的金融緩和と経済理論」（2017年11月）

「このほか、金融仲介機能への影響という点では、最近、「リバーサル・レート」の議論が注目を集めています。これは、金利を下げすぎると、預貸金利鞘の縮小を通じて銀行部門の自己資本制約がタイト化し、金融仲介機能が阻害されるため、かえって金融緩和の効果が反転(reverse)する可能性があるという考え方です。日本の場合、日本の金融機関は充実した資本基盤を備えているほか、信用コストも大幅に低下しており、現時点で、金融仲介機能は阻害されていません。ただし、低金利環境が金融機関の経営体力に及ぼす影響は累積的なものであるため、引き続き、こうしたリスクにも注意していきたいと思います。」

*日本では利ざや縮小にも関わらず地域金融機関の貸出しは増加しているが、これは量的金融緩和によって量的貸出拡大を強いられているからではないか。

（2）地域金融機関再編の論理

- ・推計の前提

企業数減少＝事業性資金需要の減少、少子高齢化（生産年齢人口減少）＝貸出額の減少として、少子高齢化、中小企業数の減少がそのまま続けば資金需要の継続的減少が避けられない（2頁）その結果、中小企業向け貸出残高と生産年齢人口の関係から、2030年の中小企業向け貸出残高を推計すると、40～50%減少する都道府県が10を超える！（3頁）



このままでは「地域金融機関は、真に地域企業のためになる金融仲介機能が発揮できなくなる」（13頁）

「金融機関の健全性と金融仲介機能の両立」を図るためには、経営統合が必要

「人口減少等を通じて収益環境が厳しくなる中で、経営統合は、金融機関の健全性維持のための一つの選択肢である」（17頁）



経営統合による経営基盤の強化策（『地銀波乱』2019年4月）

*遠藤金融庁長官 2018年11月13日 金融仲介の改善に向けた検討会議（15回）

これまでの枠組みや施策を総動員して実行に移す段階

金融仲介機能のベンチマークの活用、企業アンケート調査、地域金融機関の経営陣と深度ある対話の実践、地域生産性向上支援チームの組成。根本の「望ましい金融仲介の在り方とは何か」という問いに答えることも容易ではないというコメント。

- ◆ 「平成30年事務年度における地域金融行政の進め方について」（2018年11月）
「地域金融機関は、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスの提供、必要に応じた経営人材等の確保等の支援を組織的・継続的に実践する必要がある。このような金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上を図り、ひいては地域経済の発展に貢献していくことが求められている。こうしたことは、金融機関自身にとっても継続的な経営基盤を確保する上で重要であると考えられる（「共通価値の創造：」

↑
持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取り組みが進まない場合は・・・「安定した収益と将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮」するために適切な経営戦略を策定

↓
2019年1月の地方銀行協会賀詞交歓会での挨拶で経営統合に踏み込む

* 6月4日日経「地銀経営、新たな一歩を」

「統合は解決策ではなく時間稼ぎだ。持続可能なビジネスを追求しないとイケない。」「かろうじて得た利益を配当に回す地銀に対して、遠藤長官が『本末転倒ではないか。次のビジネスや地域、顧客に還元する方が優先順位が高いのではないか』と問うた」

2. 地方銀行再編成に向けた具体的な動き

- (1) 未来投資会議（4月3日）による経営統合上の独占禁止法の制限緩和

「地銀・乗合バス等の経営統合・共同経営について」

地域金融の公共性を維持するためには独占禁止法の制限を緩和

「業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにすべき」

↓
公正取引委員会：構造的な需要の減少により、複数の地方銀行による競争の維持が困難である場合などに行われる経営統合で金融庁が不可欠と判断するものであれば・・・

* 朝日4. 4 「地銀再編 政府が促進案」

日経4. 4 「未来投資会議 地銀再編後も経営監視」

- (2) 自民党政務調査会・金融調査会提言（5月7日）

- ・ 新たなビジネスモデル構築で経営力を高める
- ・ 税理士等とのネットワーク構築、現場力を高めることで貸出等本来業務を強化
- ・ 共同運用含めた有価証券運用の強化で経営基盤強化
- ・ 「地域での将来にわたる適切な金融サービスの提供を確保するため、経営統合も一つの選択肢として、早め早めの経営判断を行う」

- (3) 金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案（4月3日）

早め早めの経営基盤強化策への誘導

- ・ 「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」という項目の追加
- ・ 「本業利益」も評価対象にはいる

- (4) 「成長戦略実行計画案」

「地域銀行は、地域において重要な役割を担っており、人口減少社会においても、そのサービスを適切な形で維持する必要がある。地域銀行の業績悪化の状態が今後継続すれば、貸出金が減少す

るなど、悪影響が広範な預金者や債務者（借り手）に及ぶ。特に、地域金融においては、金融機関が債務者との信頼関係を構築し、これを基礎に与信判断や経営支援を行っているため、十分な金融仲介機能が発揮できなくなるおそれがある。このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする。」

↓

- (a) 経営統合を行おうとする金融機関が金融庁に対して、特例法に基づく独占禁止法適用除外の申請を行う。申請があった場合、金融庁は、特例法の以下の要件に該当するかについて確認し、その要件該当性について公正取引委員会に協議を行う（申請が行われない場合は、通常の独占禁止法に基づき、審査が行われる）。
- (b) 申請案件が以下の i) ～ iv) について主に金融庁、v) について主に公正取引委員会が審査を行い、いずれの要件も満たされる場合には、適用除外の認可を行う。
- i) 人口減少等により、地域において中小企業等の顧客向け貸出・手数料事業に対する持続的な需要の減少が見込まれる状況にあり、その結果、地銀が将来にわたって当該地域における当該事業の提供を持続的に行うことが困難となるおそれのある地域であること。
 - ii) 申請者の地銀が継続的に、当該事業からの収益で、当該事業のネットワークを持続するための経費等をまかなえないこと。
 - iii) 経営統合により相当の経営改善や機能維持が認められること。
 - iv) 上記 iii) の結果生じる余力に応じた地域経済への貢献が見込まれること。
 - v) 経営統合が（競争を減らしても）利用者（一般消費者）の利益に資すること。
- (c) 金融庁は、i) ～ iv) の要件を満たす場合には、公正取引委員会に協議を行い、v) の要件該当性を含めた公正取引委員会の意見を尊重する。（d）認可後に、上記 i) ～ v) の要件に適合するものでなくなると認められるときは、金融庁は地銀に対して是正を命じる。また、公正取引委員会は、金融庁に対して措置を講ずることを求めることができる。

特例法の対象範囲の限定 特例法の対象範囲については、地域における基盤的サービスの提供を担っており、経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことを見込まれ、かつ主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視・監督できる分野に限定することが必要であり、当面、上記2分野に限定する。本施策については、10年間の時限措置とする。また、2020年の通常国会に特例法の法案提出を図る。

3. 地域金融機関再編成の論理と問題点

(1) 「中小・地域金融機関向け総合的監督指針」の改定の中小企業金融への影響

◆ II-2-3-1 意義

「持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたる健全性を確保することが必要である。たとえ、足下では一定の健全性を維持していても、恒常的に収益が悪化すれば、将来の財務内容の懸念につながるため、足下の実態に止まらず、持続可能な収益性・将来にわたる健全性についてモニタリングを行い、早め早めの経営改善を促していく必要がある」4頁

II-2-3-2 主な着眼点

「継続的に金融仲介機能を発揮していくため、持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保する態勢が整備されているか」

- ・将来の一定期間（5年以内）のコア業務純益の予想、ストレス事象を想定した自己資本水準の確認と一定水準を下回った銀行への改善措置
- ・顧客向けサービス業務の利益に着目した見通しの妥当性についての検証

↑

↑

*全国地方銀行協会の意見書

- ・早期警戒制度における業務改善の内容「店舗・人員配置の見直しなどの業務効率化を含む収益改善施策、資本増強、社外流出の抑制及びこれらを確実に履行するための経営管理態勢の確立」は、早期是正措置の第2区分（自己資本比率1%以上2%未満）に対する命令と類似、ないしはそれ以上に強い措置となっている。「実績値ではなく見込み値によって強い措置を発動しようとするものであり、このような制度が具体的な数値基準が明示されないまま、当局の裁量で運用されることがないよう・・・」

*日経5.7 「金融庁『限界地銀』に照準」

(2) 銀行の稼ぐ力=本業の収益力による持続可能性の評価

*「顧客向けサービス業務の利益=貸出残高×預貸金利回り差+役務取引等利益-営業経費」

◆業務粗利益=資金利益+役務取引等利益+その他業務利益

① ② ③

①資金利益=貸出金利息+有価証券利息配当金+コールローン利息等

②役務取引等利益=受入為替手数料+その他受入手数料・保証料

③国債等債券関係損益



◆実質業務純益（コア業務純益）=業務粗利益-経費等（人件費+物件費+消費税・印紙税等）
（業務純益=実質業務純益+一般貸倒引当金繰入額-国債等債券損益）



実質業務純益の収入分から「有価証券利息配当金」を引いたものが「顧客向けサービス業務収支」に相当すると考えると

みちのく銀 実質業務純益11億37百万の黒字だが、22億32百万の赤字となる。

福島銀 4億1百万の黒字だが17億75百万円の赤字となる。

島根銀 すでに1億21百万の業務純益赤字だが、13億59百万円に拡大

*業務純益は、今は黒字だが、この減少傾向が続くとどうなるか？または顧客向けサービス業務収支で持続可能性を評価し、早め早めの対応（業務改善命令）が行われるとすると・・・



選択肢：①経営統合を行い合理化で経営基盤を強化するか

②顧客向けサービス業務（貸出利息収入と手数料収入）を増大させるしかない。

決済関連の手数料拡大：顧客へのコスト転嫁

事業性重視の貸出における収益性重視（リスクに見合った金利の獲得）

担保・保証に依存しない分、そのリスク相当分の金利上乘せ

高リスク・高金利の貸出拡大（貸出先の選別淘汰の強化）



中小企業・小規模事業の大部分の事業性重視の融資と相反する方向ではないか
地域金融のリレバン機能を衰退させていく方向

終わりに：今後の検討課題

「限界地銀」とされる個別銀行の事例研究

*長崎県

十八銀行（親和と経営統合しふくおかFGへ）

親和銀行（ふくおかFG）

長崎銀行（西日本シティ銀行と西日本フィナンシャルG）

資料

①日銀金融システムレポート、2018.10

「わが国の金融システムは安定性を維持していると判断される。もつとも、人口・企業数の継続的な

減少や低金利環境の長期化に伴って、金融機関の基礎的収益力の低下が続いている。こうしたもとで、自己資本の増加ペースが、リスクアセットの拡大ペースに必ずしも見合わなくなっており、地域金融機関では、自己資本比率が緩やかな低下傾向にある。ストレス発生時でも、規制水準を上回る自己資本を確保できる点にこれまでと変化はないが、金融機関は、自己資本比率が大きく下振れしたり、当期純利益の赤字が継続する場合には、リスクテイク姿勢を慎重化させる傾向があることから、金融面から実体経済への下押し圧力が強まり易くなっている点には留意が必要である」（2頁）

「金融機関の自己資本比率が現時点で規制水準を上回っていても、基礎的収益力の低迷が長期化すると、内部留保の蓄積が進まず、将来の自己資本の十分性が必ずしも保証されなくなる。この場合、金融機関はリスクテイクに対して徐々に慎重になり、それが収益力をさらに押し下げ、自己資本の低下が継続することになる。このため、金融仲介機能が将来にわたって安定的に維持されるかどうかを評価するうえで、基礎的収益力の動向が重要な鍵を握っている」（44頁）

「金融機関の基礎的収益力低下の背景には、低金利環境の長期化に加え、人口減少下での内需型産業の成長期待の低迷や、これに伴う企業部門の慢性的な貯蓄超過という構造的な要因が作用している。預貸率の低下に直面した多くの金融機関が貸出量の拡大に注力し、金融機関間の金利競争が激化している。また、実質無借金企業が増加するもとで、金融機関の企業向け貸出において、信用リスクに見合った利鞘の確保が難しい低採算先向けの割合が徐々に高まっている。こうした点を踏まえると、金融機関が持続可能なかたちでリスクに応じた適正な収益を確保していくには、企業部門における中長期的な成長期待の高まりが不可欠である」（80頁）

②日銀金融システムレポート 2019.4

「地域金融機関は、相対的に信用力の低いミドルリスク企業向け貸出に積極的に取り組みつつ地域の企業・経済を支援しているが、リスクに見合った利鞘を確保しにくい状況が続いている。先行きの信用コスト上昇に対する脆弱性にも留意が必要である。金融循環の拡張的な動きは、足もとの景気拡大に寄与しているが、やや長い目でみて、わが国経済の成長力が高まらない場合には、むしろバランスシート調整圧力を蓄積することで、経済に負のショックが発生した際の下押し圧力を強める方向に作用する可能性がある」1頁

「金融仲介活動の中核となる国内預貸業務の収益性が低下を続けている。これには低金利環境の長期化に加えて、人口減少に伴う成長期待の低下と借入需要の趨勢的な低下という構造要因による面が大きいと考えられる。こうした国内収益環境のもとで、・・・地域金融機関は、ミドルリスク企業向けや不動産業向けなど国内貸出や有価証券投資を積極化しているが、総じてリスクアセット拡大に見合った収益を確保できておらず、自己資本比率、ストレス耐性は緩やかに低下している。こうした状況が長引くと、ストレス時の信用コストや有価証券関連損失に伴う自己資本の下振れが大きくなる結果、金融面から実体経済への下押し圧力が強まる可能性がある」2頁

「金融システムが将来にわたって安定性を維持していく観点から、金融機関に求められる経営課題は、次の4点である。第一は、収益力向上に向けた取り組みの強化である。①リスクに応じた貸出金利の設定、②企業の課題解決や家計の資産形成支援を通じた役務収益力強化、③経営効率の抜本的改善が課題となる。また、これらを効果的に推進する観点から、経営統合やアライアンスも有効な選択肢となり得る。第二は、積極的にリスクテイクを進めている分野におけるリスク対応力の強化である。地域金融機関では、ミドルリスク企業向けや不動産業向け貸出、投資信託を通じる投資拡大等に対応し

た管理強化が挙げられる」 2 頁

「金融機関の当期純利益は、長期的にみれば、高い水準を維持している。もっとも、その内訳をみると、預貸利鞘の縮小・国内資金利益の減少トレンドが継続していることから、基礎的収益力を示すコア業務純益は、地域金融機関を中心に、低下傾向が続いている。・・・預貸利鞘・国内資金利益の減少には、低金利環境の長期化に加えて、人口・企業数の減少や企業の成長期待の低下による資金需要の減少、貸出市場における需給緩和の影響が大きいと考えられる」 6 8 頁

「国内預貸収益力低下は、低金利環境の長期化に加えて、人口減少に伴う中長期的な潜在成長率の低下が背景にあると考えられる。実際、収益力の低下は、成長期待の低下などから企業部門が慢性的な「貯蓄超過」に転じた 1990 年代末から始まるマクロ的・趨勢的な事象である。こうした貯蓄・投資バランスの構造変化は、金融機関が直面する借入需要の趨勢的な減少、ひいては貸出市場における需給の引き緩みの要因となっている。この傾向は、人口減少が顕著な地域ほど強く、越境貸出の増加を通じて、借入需要の残る大都市圏における金融機関間の競合激化につながっている。」 9 3 頁

「こうした点を踏まえると、金融機関収益の抜本的な回復には潜在成長率・成長期待の高まり、地域経済の活力向上が必要である。この点、わが国では、近年、企業の設備投資増加や女性・高齢者の労働参加など、潜在成長率の上昇に資する前向きな動きがみられている。景気改善の地域的な拡がりもみられている。これを継続していくには、企業の生産性向上努力や、政府による制度改革、イノベーション促進など、幅広い主体の取り組みが必要であるが、金融機関が企業の課題解決や家計の資産形成支援を通じて担える役割も大きい。金融機関はそうした取り組みの強化を図りつつあるが、本格的な収益力向上につながるには、なお時間を要すると考えられる」 9 3 頁

「わが国金融システムが、将来にわたって安定性を維持し、ストレス発生時にも金融仲介機能を円滑に発揮していく観点から、金融機関に求められる経営課題は、以下の 4 点である。第一は、基礎的収益力向上に向けた取り組みの強化である。大手行・地域金融機関に共通する課題であるが、とくに国内預貸収益への依存度が高い地域金融機関において重要と考えられる。具体的には、①企業の課題解決や家計の資産形成支援等の金融サービス提供力を強化していくこと、②そのうえで、主力の国内貸出においてリスクに見合った金利を確保し、また役務収益の増加を図っていくこと、③業務プロセスや経費構造の見直し等を通じて経営効率を抜本的に高めていくことが必要である。また、これらの取り組みを強力・効果的に推進する観点から、金融機関間の統合・提携や他業態とのアライアンスも有効な選択肢となり得る」 9 4 頁

◆赤字銀行拡大の推計

「その後の 7 年間については、「内外景気が長期的な均衡状態へと緩やかに回帰していくもとの、わが国金融機関の基礎的収益力には構造的な下押し圧力がかかり続ける」との姿を基本的に想定する。こうしたシナリオは、現下のような収益環境が長期化した場合の、金融機関のストレス耐性を検証することを目的に、いくつかの単純化された前提のもとで作成した仮想的なものであり、中長期の金融経済情勢や金融機関の収益に関する日本銀行の見通しを示すものではない」 8 4 頁

「具体的な前提条件は、以下のとおりである。まず、実体経済の活動水準を表す需給ギャップは、先行き 3 年間は前節のベースライン・シナリオどおり推移したあと、その後 7 年間かけて、徐々に長期的な均衡状態（過熱でも停滞でもない状況）、すなわちゼロに収束すると想定した。個人向け貸出の趨勢に影響を与える人口については、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計に沿って、緩やかな減

少が続く。企業向け貸出のトレンドを規定する潜在成長率については、単純化のため、シミュレーション期間にわたって、足もとと同程度の0%台後半で推移すると想定した。金融変数については、国債金利は、イールドカーブに織り込まれたフォワードレートに沿って推移する。具体的には、短期金利は、2020年代半ばまで若干のマイナスが続いたあと、2020年代後半にかけて小幅ながらプラス圏に上昇する。長期金利は、目先、ゼロ近傍で推移するが、2020年代前半から緩やかな上昇傾向をたどり、シミュレーション終期には1%程度に達する。この間、株価（TOPIX）と為替レートは、シミュレーション全期間にわたって横ばいで推移する」84頁

「上記のマクロ的な金融経済情勢のもと、金融機関行動に現状からの基本的な変化はなく、経費も、シミュレーション期間中、横ばいで推移すると想定した。また、金融機関収益を規定する貸出量や貸出金利、信用コスト等も、前節と同じメカニズムで決定されると想定する。ただし、貸出金利の構造的な低下要因となってきた、貸出市場における需給環境については、①これまでと同じペースで企業の借入需要が減少し続ける「借入需要減少ケース」と、②先行きは企業の借入需要の減少に歯止めがかかる「借入需要不変ケース」の2つのケースを設定することにした。シミュレーションで用いるモデルでは、貸出市場の需給環境を表す代理変数として、便宜的に一金融機関店舗数当たりの有借金企業数を指数化したもの（借入需要指数）を採用し、これが貸出金利に影響を及ぼす。すなわち、各金融機関の営業エリアにおいて、借入需要のある企業数が少ないほど、貸出市場の需給が緩み、貸出金利への低下圧力が大きくなるメカニズムとなっている。借入需要減少ケースでは、借入需要指数が2010年以降のトレンドに沿ってシミュレーション期間中も低下を続け、それに伴って貸出金利が信用リスクに見合わない低採算先への貸出比率も上昇を続ける前提とした。一方、借入需要不変ケースでは、借入需要指数と低採算先貸出比率は、ともに足もとの水準で横ばいで推移するとの前提を置いた」84頁

③金融庁「地域金融の課題と競争のありかた」（2019年4月）

「一般に複数行での競争が成立するためには、地域から得られる収益がそれらの金融機関の事業に必要な経費の合計を上回っていることが必要である。金融機関ごとにシステムや人件費等の固定費が発生することから、人口減少等により地域からの収益が減少すれば、複数行分の固定費を賄いきれなくなり、複数行での持続的な競争が可能でない地域が生じる。地域からの収益の減少がさらに進めば、1行単独であっても不採算な地域が発生すると想定される」（P9）

*本業の収益と営業経費を都道府県別で試算すると
1行単独であれば存続可能な都道府県 13
1行単独でも採算が取れない都道府県 23

↑

金融機関の徹底や淘汰が生じる可能性が高い。長崎県は1行単独でも不採算（① P10）

*中小企業向け貸出残高と生産年齢人口の関係から、2030年の中小企業向け貸出残高を推計すると、40～50%減少する都道府県が10を超える！（P3）

*このままでは「地域金融機関は、真に地域企業のためになる金融仲介機能が発揮できなくなる」（P13）

「人口減少等を通じて収益環境が厳しくなる中で、経営統合は、金融機関の健全性維持のための一つの選択肢である」（P17）

「協同組織金融機関等が、リスク管理といった各行共通の業務やシステムの集約化等による業務の効率化を図りつつ、きめ細やかな融資や本業支援の取組みを強化していくことも重要」（P18）